

環境省九州及び中国・四国地方環境事務所の取組

平成 29 年 9 月末時点

1. PCB 廃棄物処理体制の強化

当該地域では 4 月 1 日付で 5 名の任期付き職員を採用した。また、既存職員が兼任で PCB 業務を担当。さらに、九州地方環境事務所（福岡市）に 1 名担当職員を増員し、北九州事業エリア全体を統括することとした。この結果、PCB 廃棄物処理に係る体制は、九州（熊本市）兼任 2 名、九州（福岡市）専任 3 名、中国・四国（岡山市）専任 2 名、兼任 1 名、中国・四国（広島市）兼任 1 名、中国・四国（高松市）専任 1 名、兼任 2 名の計 12 名体制となった。

さらに、九州（熊本市又は福岡市）に 1 名増員予定。

2. 関係機関との連携強化

- ・JESCO 北九州事業エリアの全 37 区市について、地方環境事務所において主担当及び副担当を決定し、各自治体との連携体制を構築（4 月）。
- ・JESCO 北九州事業所と月 1 回の定例会議を開催し、JESCO との情報共有体制を構築（4 月～）。
- ・JESCO 北九州事業エリア内の産業保安監督部電力安全課（九州、中国四国、四国支部、那覇）を最低 1 回は訪問済し、産業保安監督部電力安全課との連携体制を構築（4 月～6 月）。

3. これまでの主な活動

【関係者間の連携強化】

- 1) 【窓口業務】 各自治体に対する PCB 廃棄物処理に関する環境省のワンストップ窓口として、自治体からの各種照会等に対応した（4 月～）。
- 2) 【自治体訪問】 全自治体を最低 1 回は訪問し、掘り起こし調査の進捗を確認するとともに、各自治体の課題等のヒアリングを行った（4 月～6 月）。
- 3) 【自治体との情報共有】 自治体と未確認事業者進捗管理表を共有（了解のとれた自治体のみ）し、自治体毎の掘り起こし支援方針を検討した（6 月）。

【掘り起こし調査完了に向けた支援及び深掘り】

- 4) 【未確認事業者の確認作業支援】 自治体と共に未確認器機の確認作業や JESCO 登録支援を行った。その結果、4 月時点で 386 あった未確認事業者数を 35 にまで減らすことができた。また、全未確認事業者の状況を把握し、未確認事業者に対する対応方針を検討し、事業者への訪問確認、所在地不明となっている事業者の追跡調査等を行った（6 月～7 月）。
- 5) 【電事法管轄外の電気機器に対する掘り起こし】 電気事業法から除外されている電気機器に対する掘り起こしとして、鉄道、軌道、索道等の 14 事業者（九州）、約 50 事業者（中国）、16 事業者（四国）への調査を行った（7 月～9 月）。その結果、未把握の高濃度変圧器・コンデンサーが発見されることはなかったが、PCB について知見の無い事業者の存在が明らかになり、低濃度変圧器・コンデンサーや安定器を発見、処理についての助言を行った。

【JESCO への登録支援】

- 6) 【JESCO 未登録事業者の登録作業支援】 上記確認作業で確認された事業者および、自治体の掘り起こして新たに発見された事業者のうち、面会拒否や一定期間以上手続きの進捗がない等の JESCO 登録をするにあたって何らかの課題のある事業者に対して、自治体と共に JESCO 登録支援作業を行った。これまでに約 30 事業所を訪問し、1 事業所は低濃度であったことを確認、高濃度保管者のうち 5 事業所が JESCO 登録され、残りについては継続して指導中（7 月～）。
- 7) 【使用中自家用電気工作物への対応】 使用中の自家用電気工作物については、連絡の取れない事業者や廃止を頑なに拒んでいる事業者等に対する自治体からの立入依頼に応じて、産業保安監督部電力安全課に照会し、必要な情報を自治体に伝えると共に（7 月～）、自治体および産業保安監督部と共に、これまでに 5 つの使用中心事業者を訪問し、うち 3 事業所から適正処理の意向を聴取した（残り 2 事業者中、1 件は面会拒否、1 件は売買に伴ったもので自らに所有権はないと主張して係争中であることが判明）（8 月～）。
- 8) 【電気事業法届出情報と自治体保有情報の突合】 今年 6 月末〆切の電気事業法における使用中および廃止済届出情報を JESCO 登録情報と突合し、使用中かつ JESCO 未登録事業場 34 件（九州）、26 件（中国）を特定し、JESCO 登録作業支援を行った結果、40 件が JESCO 登録された。また、廃止済かつ JESCO 未登録事業場 59 件（九州）、26 件（中国）を特定し、追跡調査を行っているところ（7 月～）。

4. 今後の活動予定

【適正処理に向けた支援】

- 上記 3. の活動のうち、1) および 6) ～ 8) を継続。
- JESCO 未契約事業者に対する対応方針の決定と、契約支援作業（9 月～）。

上記作業は、全ての事業者に対して 10 月中に JESCO 契約手続を開始するよう働きかけること、10 月～2 月（自治体によって異なる）の集中搬入期間内に対象物が搬入されることを目標とする。集中搬入期間までに契約が間に合わなかった事業者については、引き続き JESCO との契約を促しつつ、特に課題があると見込まれる事業者については行政処分の可能性も視野に入れて対応を検討。

※集中搬入期間：保管者（物）が減少することで運搬費が高騰することを踏まえ、ルート回収（合積み）により、運搬費が安価になるよう中小事業者の運搬費軽減につながる取組として設定した期間（各県エリア毎に平成 29 年度下期のうち 10 月～2 月の間で 2 か月間程度）。

【行政処分対応】

- 適正処理が見込みのない事業者の特定、行政処分を見据えた指導（9 月～）。

JESCO 登録を拒む事業者、JESCO 登録後長期間 JESCO 契約がなされない事業者、JESCO 契約後処理費用の支払いがなされない事業者等については、行政処分候補事者として、個別に対応を検討。必要に応じて法に基づく報告徴収および立入検査を行い、来年度に入った段階で改善命令の手續に着手発出できるよう、今年度中に十分な準備を行う。